

## 伊藤眞『破産法・民事再生法（第4版）』補訂情報

本書刊行後に出された重要判例等を中心に、補訂情報を公開いたします。

---

### ■6 頁注 10 の末尾に以下を加える。

なお、関連する裁判例として、過払金債権が破産債権として確定したこと（本書 671 頁参照）を前提として、破産会社が行った法人税の確定申告について、国税通則法 23 条 2 項 1 号所定の後発的事由が生じたとして破産管財人が更正の請求（国税通則法 23 I ①）を行い、それを否定した税務署長の通知処分を違法として取り消した大阪高判平成 30・10・19 判タ 1458 号 124 頁（上告受理申立中）がある。川田剛「租税判例研究」ジュリ 1532 号 111 頁（2019 年）参照。

### ■344 頁注 187 の末尾に以下を加える。

類似のものとして、破産会社が行った法人税の確定申告について破産管財人による更正の請求（国税通則法 23 I ①）が認められるかどうかという問題がある（大阪高判平成 30・10・19 判タ 1458 号 124 頁（上告受理申立中））。本書 6 頁注 10 補訂情報参照。

### ■392 頁本文の末尾に以下を加える。

また、商品の供給や役務の提供は契約の相手方に対してなされるのが通常であるが、第三者に対する供給や提供が義務づけられている場合であっても、規定の趣旨を考慮すれば、法 55 条の適用を排除すべき理由はない。

■以上、2019 年 5 月 9 日追加■

### ■309 頁注 106 の末尾に以下を加える。

そして、大阪地判平成 31・1・17（未公刊）は、超過配当が一般破産債権に対する配当としてなされたものである以上、債権者が超過部分を劣後的破産債権部分（破産手続開始後の遅延損害金部分）に充当して保持することは許されず、一般破産債権部分を行使しうる地位をえた物上保証人に対する不当利得が成立すると判示した。上記最決平成 29・9・12 を前提としながら、一般破産債権と劣後的破産債権を区別する破産法秩序を尊重し、現存額主義の適用が債権者に不当な利得を生じさせる結果となることを是正するものである。

### ■485 頁注 65 末尾に以下を加える。

なお、同判決の上告審判決たる最判平成 30・12・7 金法 2105 号 6 頁も、集合動産譲渡担保に対する留保所有権の優先性を認めているが、判決理由中では、留保所有権が売買代金の支払いを確保するための手段であることが説示されている。

■555 頁注 198 末尾に以下を加える。

事業譲渡の無償否認を認め、かつ、事業が取引関係と不可分に結合しているので、事業自体を返還することが不可能または困難であることを理由として価額償還請求を認めた裁判例として、大阪地判平成 30・5・21 金商 1560 号 27 頁とその控訴審判決たる大阪高判平成 30 年 12 月 20 日金商 1560 号 8 頁がある。このような判断枠組は、会社分割の否認にも適用できよう。

■573 頁注 239 末尾を以下にかえる。

……81 頁があり、救済融資性を否定して弁済に対する偏頗行為否認を認めた例として、大阪高判平成 30 年 12 月 20 日金商 1560 号 8 頁がある。

■577 頁注 247 上から 4 行目 「大コンメンタール 656 頁 [山本和彦]。」以下に次の一文を加える。

また、大阪高判平成 30 年 12 月 20 日金商 1560 号 8 頁 (573 頁注 239 補訂情報) では、「本来の弁済期まで待てば、支払不能に陥ることが確実であるという状態」という基準を用いているが、両者の間に実質的な差異は生じないと思われる。

■578 頁注 249 第一段落下から 5 行目 「……の対象となりうる。( )」以下に、次の一文を加える。

大阪高判平成 30・12・20 金商 1560 号 8 頁 [573 頁注 239 および 575 頁注 247 補訂情報]

■635 頁注 365 末尾に以下を加える。

事業譲渡の無償否認にもとづく価額償還を認めた大阪地判平成 30・5・金商 1560 号 27 頁 (555 頁注 198 補訂情報) が、事業譲受人の不適切な行為による事業価値減少やその経営努力による事業価値増加といった特殊事情がない状況下で、行為時の評価額を基礎として行使時における評価額と償還額とを定めているのも、このような考え方に沿ったものと評価できる。

■以上, 2019 年 4 月 10 日追加■